



すべての子どもが幸せに暮らせる
社会を作りましょう

11月は児童虐待防止推進月間です

いち早く知らせる勇気 つなぐ声

【問い合わせ】子育て健康課 健康づくり係 ☎(84)5544

●児童虐待とは…？

身体的虐待 なぐ、蹴る、叩く、投げ落とす、 激しく揺さぶる、やけどを負わせ る、溺れさせる など	性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を 見せる、ポルノグラフィの被写体 にする など
ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、 ひどく不潔にする、自動車の中に 放置する、重い病気になっても病 院に連れて行かない など	心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい 間での差別的扱い、子どもの目の前 で家族に対して暴力をふるう(DV： ドメスティックバイオレンス)など

少しでも「何かおかしい」と感じたらご一報ください

児童虐待に関する連絡・相談窓口	対応時間
松田町児童相談専用電話 ☎(84)1198	平日の午前8時30分～午後5時15分
松田町子育て健康課 ☎(84)5544	平日の午前8時30分～午後5時15分
児童相談所全国共通ダイヤル ☎189	24時間対応 ※お住まいの地域の児童相談所に つながります
小田原児童相談所 ☎(32)8000	平日の午前8時30分～午後5時15分
子ども・家庭110番 ☎0466(84)7000	午前9時～午後8時

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

保護者が子どものためだと考えていても、過剰な教育や厳しいしつけによって子どもの心や体の発達が阻害されるほどであれば、あくまで子どもの側に立って判断し、虐待と捉えるべきだと言えます。

一方で、児童虐待の背景には、多くの保護者が子育てに苦労されている現実があります。ですので、周囲の方はその辛さに寄り添うことも大切です。

育児にお悩みの方やご家族は一人です。役場2階子育て健康課内「子育て相談室のびのび」にご相談ください。

早期発見にご協力ください

痛ましい事件を社会からなくすためには、その兆候をいち早く見つけ、まずは子どもの命を守ることが最優先です。また、あなたの連絡や相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

すべての子どもが健やかに安心して暮らせる社会の実現のために、

●虐待を受けたと思われる子どもがいたら、
●ご自身が出産や子育てに悩んだら、
●子育てに悩む親がいたら
左記の連絡・相談窓口にご連絡ください。

愛の鞭ゼロ作戦

ご存じですか？

- ① 子育てに体罰や暴言を使わない
- ② 子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない
- ③ 爆発寸前のイライラをクールダウン
- ④ 親自身がSOSを出そう
- ⑤ 子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援



連絡は、匿名で行うこともでき、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られますのでご安心ください。

一緒に、ゆっくり親子になろう

里親制度をご存じですか



「里親制度」とは、さまざまな事情で自分の家庭で生活できなくなった子どもたちを、里親の家庭に迎え入れて養育し、子どもが心身ともに健やかに育つ権利を守る制度です。児童養護施設とは異なり、子どもが里親と生活することにより、一般家庭と同じ生活環境を保障することができます。

親に代わって子どもを育てる家庭を、児童福祉法で「里親」と呼びます。

社会福祉法人
ゆりかご園
家庭養育支援センター
☎(48)4921

小田原合同庁舎内
「小田原児童相談所」
☎(32)8000 (代表)

* 役場2階の子育て健康課窓口
に「里親制度のご案内」のパン
フレットが配置してあります。

西湘地域2市8町では小田原児童相談所を主に、里親、4か所の児童養護施設、地域社会が連携し、里親制度の普及・啓発活動を行っています。

「里親になるにはどうしたらいいの？」

「里親は具体的にどんなことをするの？」

など、どんなことでも結構です。「里親」に関するお問い合わせは左記の「里親担当者」までお気軽にお電話ください。

まつだ桜まつりにボランティアとして参加しませんか？



一緒に松田の魅力をPRしましょう

早春に行われる「まつだ桜まつり」にボランティアとしてご協力いただける方を募集します。「松田町のことをお客様にPRしたい」「ゴミ拾いなどの清掃活動に協力したい」と思われる方は、ぜひ一緒にまつりを盛り上げませんか。

参加を希望される方は、観光経済課までご連絡ください。※申し込みをいただいた方を対象に、観光ボランティア養成講座を開催します。日時は、追って連絡いたします(2/3回を予定)

期間 まつだ桜まつり期間中(2月中旬～3月中旬を予定)
まつり期間中の都合の良い日にご参加ください

場所 西平畑公園ほか

内容 来場者への観光案内やゴミ拾いなどの清掃活動

申込期限 11月24日(金)

【申し込み・問い合わせ】
観光経済課 観光推進係
☎(83)1228

自治会名()
※分かれなければ住所を書いてください

世帯主名()
※未記入の場合は無効です

自治会名()
※分かれなければ住所を書いてください

世帯主名()
※未記入の場合は無効です